

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 中小企業におけるリース税制改正

Q : 令和7年の税制改正では、リース税制が改正されたとのことですが、中小企業にも影響がありますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

令和6年9月に、企業会計基準委員会からリースに関する新会計基準が公表されました。

新会計基準では、財務諸表間の比較可能性を高めるために国際的な会計基準と整合性を図ることを主眼にしており、借り手について、これまでのオペレーティングリースとファイナンスリースの区分を廃止した上で、使用権資産とリース負債による単一の会計処理モデルを採用し、リース開始日に使用権資産とリース負債を計上するとともに、その後貸借期間にわたって使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を費用計上することになります。

一方、法人税では、これを踏まえた上でオペレーティングリース取引については、法人の会計処理にかかわらず、オペレーティング取引に係る契約に基づき、法人が支払う金額のうちその事業年度に債務が確定した金額を損金の額に算入とする従来からの取扱いを踏襲することとしました。

したがって、オペレーティングリース取引について、新会計基準で会計処理をする法人については、会計上の費用と損金計上額が一致しないこととなり、申告の際に調整が必要になりますが、新会計基準を採用しない中小企業は、特に影響がないものと思われます。

